

(平成26年7月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年6月30日

A社で支給された賞与のうち、平成21年6月30日の賞与については、厚生年金保険の記録が無い。申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成21年6月30日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は17万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時事務手続を誤り、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、訂正の届出を行ったとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私が会社を退職した昭和 60 年 4 月頃、父親に頼んで私の国民年金の加入手続を行ってもらった。加入手続後の国民年金保険料は、当初は誰が納付していたか憶^{おぼ}えていないが、同年 12 月に結婚してからは、自身で納付していたと思う。

申立期間が国民年金に未加入で国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行ったとする申立人の父親から証言を得ることは困難である上、申立期間の国民年金保険料の納付についても、申立人は納付場所及び納付方法等を憶^{おぼ}えていないことから、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和 60 年 4 月頃、父親に頼んで申立人の国民年金の加入手続を行ってもらったと主張しているが、申立人の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金被保険者の資格記録等から、61 年 6 月頃と推認され、申立内容と一致しない上、オンライン記録によると、申立人は、同年 4 月 1 日に国民年金第 3 号被保険者資格を取得しており、同日前に国民年金の被保険者資格を取得した記録は確認できないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は当該期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の主張のとおり申立期間の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、その形跡は見

当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 36 年頃、義姉が私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。

申立期間の国民年金保険料については、私が、毎月、給料の中から保険料額を義姉に渡し、義姉がそれを定期的に集金人又は区役所で納付してくれていた。

私が所持している国民年金手帳には、昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金印紙検認記録のページと国民年金印紙検認台紙との切取り線の中央に割り印が押されており、これは、申立期間の国民年金保険料を受領したことのあかしである。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年頃、申立人の義姉が、申立人の国民年金の加入手続きを行ってくれ、申立期間の国民年金保険料については、申立人が、毎月の保険料額を義姉に渡し、義姉がそれを定期的に集金人又は区役所で納付してくれていたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年 3 月に申立人の兄及び義姉の手帳記号番号（昭和 57 年度に重複取消しされている。）と連番で払い出されていることが確認できる。しかしながら、申立人は申立期間当時、自身の保険料の納付に直接関与していない上、申立人及び義姉が当時居住していた区では、保険料の収納は 3 か月ごとであったが、申立人の国民年金保険料を納付してくれていたとする義姉は、当該期間の保険料の納付周期について承知していないと述べていることなどから、申立人の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の義姉は、申立期間の国民年金保険料を集金人及び区役所で納付したとしているところ、集金人及び区役所は現年度の保険料のみを収納するものであり、当時の現年度納付の収納方法は印紙検認方式によるものであるから、申立人の所持する国民年金手帳の昭和 37 年度から 40 年度までの国民年金印紙検認記録の欄と同様に申立期間についても検認印が押されるはずであるが、同手帳の申立期間である 36 年度の国民年金印紙検認記録の欄において、検認印は認められない。

さらに、申立人は、自身の所持している国民年金手帳の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金印紙検認記録のページと国民年金印紙検認台紙との切り取り線の中央に割り印が押されていることを国民年金保険料を納付した証拠としているが、この割り印は、4 月 30 日を過ぎると、前年度の国民年金保険料を現年度納付することができなくなるため、納付の有無にかかわらず、単に国民年金印紙検認記録のページと国民年金印紙検認台紙とを切り離す際に押されるものであるから、申立期間の保険料が納付されていたことを裏付けるものではない。

加えて、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたとする義姉は、昭和 47 年当時、義姉自身及びその夫の保険料を過年度納付及び特例納付により納付した記憶についてはあるが、申立人が 46 年 5 月に結婚し、申立人自身が保険料を納付するようになるまでの間において、申立人の当該期間の保険料を過年度納付又は特例納付により保険料を納付したことは無いと証言している上、申立人からも当該期間の保険料について、過年度納付又は特例納付により納付したとの主張は無いことから、申立人の当該期間の保険料が過年度納付等により納付された可能性もうかがえない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8992

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年頃から35年10月1日まで

亡くなった父親は、A社（現在は、B社）に勤務していたことがあると話していた。勤務していたのは、昭和20年頃から国民年金に加入する35年10月1日までの間だと思うが、父親の年金記録は、国民年金の加入記録しかない。

調査の上、A社に勤務していた期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の長男が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の長男は、申立人がA社に勤務していたとしているが、同社における勤務期間、勤務地、配属先及び詳細な業務内容を把握していない上、B社も、申立期間当時の資料は無いため申立人の勤務状況等について不明と回答しており、申立人の勤務実態や保険料控除を確認することができない。

また、申立期間に係るA社及び同社の後継会社の事業所別被保険者名簿を確認したものの、当該被保険者名簿には、申立人の氏名は無い上、申立人の長男が、申立人と一緒に勤務したかもしれないという者の名前も無い。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月21日から23年11月30日まで
父は、復員後しばらくして、父の弟と一緒にA社（現在は、B社）に入社し、昭和23年11月まで勤務していたが、厚生年金保険の記録によると、同社における被保険者記録が無い。一緒に入社した父の弟は、22年3月21日に同社の被保険者資格を取得しているため、父も同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したはずである。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の弟、妹及び同僚一人は、申立人がA社に入社したことを覚えているが、いつ同社を退職したのかは覚えていない旨供述している。

また、B社は、「申立期間当時の在籍者名簿などの資料が一切残っていないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。」と回答している。

さらに、申立人が入社した時に寮の同じ部屋に住んでいた同郷の同僚は、既に亡くなっている上、複数の同僚に照会したものの、上記の同僚を除いて申立人を記憶している者がおらず、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び台帳引抜票（生年月日索引簿）において、申立人の弟は記載されているものの、申立人に係る記載は無い。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。